

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁 丁刑企発第 45号、丁生企発第193号
丁組企発第 90号、丁交企発第 98号
丁備企発第105号、丁外事発第100号
平成31年3月27日
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁警備局警備企画課長
警察庁警備局外事情報部外事課長

各管区警察局長
警視庁関係各部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
庁内関係各課長
警察大学校関係各部長
科学警察研究所総務部長
皇宮警察副本部長

証拠物件の合理的かつ適正な取扱いについて（通達）

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成22年法律第26号）は、平成22年4月27日に公布され、重要凶悪事件の公訴時効が廃止又は延長された。これに伴い捜査期間が長期化し、その結果、証拠物件の保管期間の長期化や件数の増大が予想される。証拠物件の取扱いについては、「証拠物件の適正な取扱い及び保管の推進について」（平成7年9月6日付け警察庁丙刑企発第70号等）によるなどして行われているところであるが、今後は証拠物件の保管期間の長期化や件数の増大に対し、保管場所の確保が求められるほか、長期間経過後の証拠物件の送致や還付等の手続を行う必要がある。各都道府県警察にあっては、下記により、証拠物件の取扱いのより一層の合理化及び適正化に努められたい。

なお、司法警察員による押収物の還付に関する公告の手続等については、別途指示する予定である。

記

1 証拠物件の還付の促進

公訴時効が廃止又は延長された犯罪に関する証拠物件に限らず、押収した証拠物件については、随時点検を行い、捜査上留置の必要なくなったものについては、速やかに還付（仮還付を含む。）を行うよう努めること。この場合において、当該証拠物件のうち、正当な権原を有していることが明らかな者から所有権の放棄がなされており、かつ、財産的価値のないことが明らかであるものについては、警察本部長又は警察署長から必要な指揮を受け、証拠物件保存簿等に確実にその経過を記録した上で廃棄することも差し支えない。

2 証拠物件の保管負担の軽減

証拠物件の保管場所の確保に努めるとともに、送致すべき証拠物件については検察庁と協議して早期の送致に努めること。また、検察庁に送致した証拠物件であって警察で保管しているものについては、検察庁における保管を働き掛

けるなどして、警察における保管の負担の軽減を図ること。

3 証拠物件に係る点検の実施の徹底

証拠物件の保管状況については、定期及び随時の点検を実施して証拠物件と当該事件の押収関係書類等との照合等を行い、異状の有無を確認しているところであるが、証拠物件の保管期間が長期化し件数が増大する中においても、引き続きこれを徹底すること。

4 変質のおそれのある証拠物件（鑑定資料）の適正な取扱い

腐敗等の変質のおそれのある証拠物件のうち、鑑定の必要があるものについては、捜査部門、鑑識部門及び科学捜査研究所とが密接に連携して早期に鑑定を行うこと。また、当該証拠物件の保管に当たっては、鑑定の有無にかかわらず、冷凍し又は乾燥させるなど適切な方法により、その変質を防止し、証拠価値を保全するよう配慮すること。さらに、当該証拠物件の取扱いに当たっては、特に汚染防止及び同一性の確保に配慮すること。

なお、長期間保管を継続する中で変質のおそれのある証拠物件については、必要に応じ、あらかじめ写真撮影等により、当該証拠物件の状況を明らかにしておくこと。

【継続措置状況】

初回発出日：平成22年9月27日

（有効期間：平成31年3月31日）